

一般社団法人マンションライフ継続支援協会(MALCA)

入会申込書(正会員用)

該当欄にご記入をお願いいたします。(※のついている項目は必須事項です。)

お申込日	年	月	日
------	---	---	---

※お名前・ご連絡先

※フリガナ			
※お名前			
※ご住所	〒 -		
※電話		FAX	
※メール	@		
携帯電話			

勤務先又は所属団体名

名 称	
所在地	
電 話	
部署・役職	

※会員の種別と会費

※会員	<input type="checkbox"/> 正会員(個人)申込み希望 <input type="checkbox"/> 正会員(法人・団体)申込み希望	
会費	入会金 1万円 (初年度合計2万円) 以下の振込先、どちらかにお振込み下さい。 年会費 1万円	
お振込先 (恐れ入りますが、振込手数料は各自ご負担ください)	<input type="checkbox"/> 三菱東京UFJ銀行 六本木支店 普通 0381127 シヤダンハウジン マンションライフケイゾクシエンキョウカイ	お振込み日 (予定)
	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行 記号: 10050 番号: 69144811 シヤ) マンションライフケイゾクシエンキョウカイ	

※マンションとの関係(該当するところにチェックをして下さい)

マンション居住	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> その他	現在の役職	<input type="checkbox"/> 理事長 <input type="checkbox"/> 副理事長 <input type="checkbox"/> 理事
管理組合、自治会役員の経験	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> 一般区分所有者
			<input type="checkbox"/> その他( )

保有資格

保有資格	<input type="checkbox"/> マンション管理士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 管理業務主任者 <input type="checkbox"/> 防災士 <input type="checkbox"/> 防火管理者 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引主任者 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> その他( )
------	---

※上記個人情報については一般社団法人マンションライフ継続支援協会(MALCA)登録のための名簿、アンケートほか当協会事業運営の目的のために利用することに同意します。(同意しない場合は下段にチェックします。)

同意しません



一般社団法人マンションライフ継続支援協会

〒101-0054 千代田区神田錦町3-21

ちよだプラットフォームスクウェア1253

TEL: 03-5259-8625 e-mail: info@malca.or.jp

お申込みありがとうございます。大変恐れ入りますが、

ご記入頂きましたら FAX 03-4496-6028 迄送信してください。

## 一般社団法人マンションライフ継続支援協会（MALCA）会員規定

※本会員規定は一般社団法人マンションライフ継続支援協会定款より会員に関する条項を一部抜粋するとともに関連した条項を追加したもの

### 第2章 会員

#### （入会金）

第8条 正会員及び賛助会員並びに管理組合会員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

#### （会費）

第9条 正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### （入会金、会費の不返還）

第10条 正会員及び賛助会員は、当法人に納入した入会金、会費の返還を求めることができない。

2 次条の規定により会員でなくなったときも、また同様とする。

#### （会員資格の喪失）

第11条 会員及び賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 法人にあつては、解散し、破産し、又は民事再生若しくは会社更生手続きの開始の申し立てがなされたとき。
- (2) 個人にあつては、死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 管理組合にあつては、解散したとき。
- (4) 次条第1項の規定により退会したとき。

#### （退会）

第12条 正会員及び賛助会員並びに管理組合会員は、退会しようとするときは、その理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、未納の入会金、会費があるときは、これを完納しなければならない。

#### （除名）

第13条 正会員及び賛助会員並びに管理組合会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権数の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の趣旨又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損する行為をしたとき。
- (3) 会費を2年分以上滞納したとき。

#### 追記条項

会員に関する上記に定款に記載のない事項に関しては、一般社団法人マンションライフ継続支援協会理事会が定める内容に従うことをあらかじめ同意する。

2018年6月21日版